

議案第79号

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月1日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カードの再交付手数料を定めるため。

石岡市手数料条例の一部を改正する条例

石岡市手数料条例（平成17年石岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料	1件	300
---------------------	----	-----

を

」

「

認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料	1件	300
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1件	500

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。